

一般社団・財団法人における 税務の概要

2017年7月16日

法人運営上必要な税務の手続き

法人化前の任意団体であっても、税法上は法人とみなされて、各税法の規定が適用されますが、法人化後は税法上の取扱いをさらに厳密に適用する必要があります。

①法人税

②消費税

③源泉所得税

④法人事業税及び地方法人特別税・住民税

①法人税

一般社団・財団法人(非営利型)

- 法人税法上の収益事業に該当する事業から生じた所得について課税
- みなし寄附金なし

一般社団・財団法人(営利型)

- 全ての所得について課税
- みなし寄付金なし

非営利型法人の主な要件(非営利性が徹底された法人)

1. 剰余金の分配を行わないことを定款に定めていること
2. 解散したときは、残余財産を国・地方公共団体や一定の公益的な団体に贈与することを定款に定めていること

法人税法上の収益事業～34業種～

1 物品販売業	2 不動産販売業	3 金銭貸付業	4 物品貸付業	5 不動産貸付業	6 製造業	7 通信業	8 運送業
9 倉庫業	10 請負業	11 印刷業	12 出版業	13 写真業	14 席貸業	15 旅館業	16 料理店業その他の飲食店業
17 周旋業	18 代理業	19 仲立業	20 問屋業	21 鉱業	22 土石採取業	23 浴場業	24 理容業
25 美容業	26 興行業	27 遊技所業	28 遊覧所業	29 医療保健業	30 技芸教授業	31 駐車場業	32 信用保証業
33 無体財産権の提供等を行う事業	34 労働者派遣業						

法人税法上の収益事業～定義～

事業場を設けて行われるもの

- 常時店舗、事務所など事業活動の拠点となる一定の場所を設けてその事業を行うもの
- 必要に応じて随時その事業活動のための場所を設け、又は既存の施設を利用してその事業活動を行うもの

継続して行われるもの

- 全期間を通じて継続して事業活動を行うもの
- 土地の造成及び分譲のように、事業計画に基づく事業の遂行に相当期間を要するもの
- 海水浴場における席貸しのように、通常相当期間にわたって継続して行われるもの
- 縁日における物品販売のように、定期的に又は不定期に反復して行われるもの

付随行為

- 通常その収益事業に係る事業活動の一環として行われる行為

収益事業に係る所得計算

収益事業から生じた収入－収益事業に係る費用

収入についての留意点

- 収益事業に係る収入又は経費を補填するために交付を受ける補助金等の額は、収入に含まれます。(法人税基本通達15-2-12)
(例)収益事業である大会にかかる助成金・補助金等

費用についての留意点

- 収益事業と収益事業以外の事業とに共通する費用は、継続的に、資産の使用割合、従業員の従事割合、収入金額の比など費用の性質に応ずる合理的な基準により、収益事業と収益事業以外の事業とに配賦し、収益事業に係る費用に含めることができます。(法人税基本通達15-2-5)

収益事業に係る所得の計算方法

	収益事業		収益事業以外
収入	1,000		4,000
事業費	400		2,300
	100	共通する費用は合理的な基準で配賦	300
管理費	200	合理的な基準で配賦	800
所得	300		600

↑
法人税申告対象金額

②消費税

通常の営利法人と同様、基準期間の課税売上高が1,000万円を超えるなど、課税事業者に該当する場合には、消費税の納税義務があります。

課税事業者の判定

- 基準期間の課税売上高または特定期間の課税売上高が1,000万円を超える場合、課税事業者に該当します。

特定収入

- 一般社団・財団法人、公益社団・財団法人は消費税の計算上、仕入税額控除の計算の特例が適用され、いわゆる特定収入にかかる調整計算が必要となります。

③源泉所得税

源泉徴収の対象となる所得の支払を行う団体はすべて源泉徴収義務者となり、その支払の際に所得税を源泉徴収して国に納付する義務があります。

源泉徴収の対象となる所得(主なもの)

- 給与所得・・・甲欄、乙欄、丙欄
- 報酬・料金等のうち一定のもの(限定列举)・・・10. 21%
- 非居住者に支払う所得・・・20. 42%

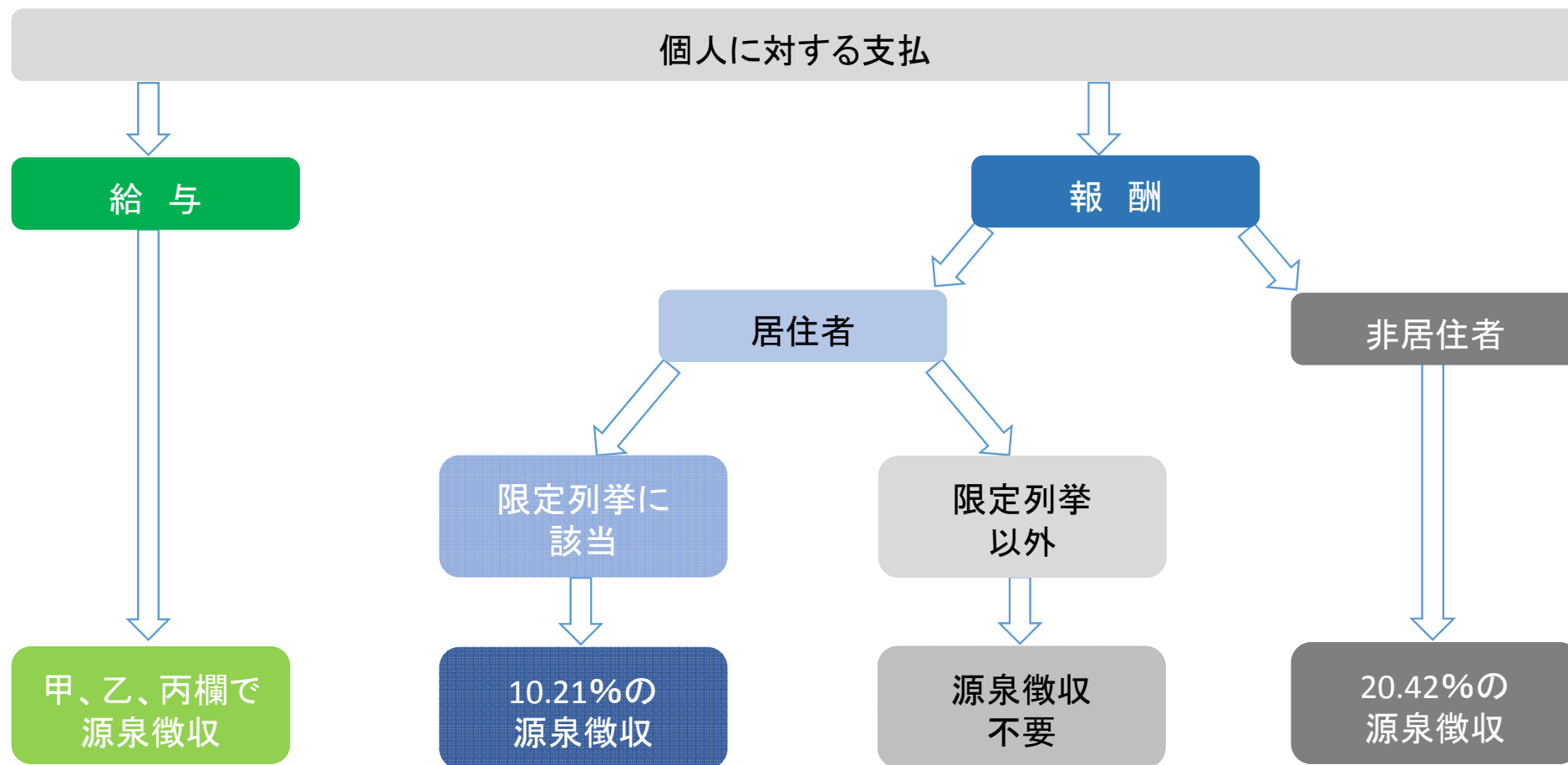
納付期限

- 原則として支払があった月の翌月10日
- 納期の特例の承認を受けている場合には、給与および弁護士・税理士等一定の支払について7月10日と翌年1月20日

源泉徴収に関して作成する書類

- 源泉徴収票
- 支払調書
- 法定調書合計表

源泉徴収の有無の判断



給与・報酬の区分

勤務形態、仕事の内容などによって給与と報酬は区分されます。

区分	性格・特徴
給与	<ul style="list-style-type: none">・雇用契約等に基づき、指揮監督のもと提供した労務の対価として使用者から受けるもの・給与支給者との関係において時間的な拘束などを受け、継続的ないし断続的に労務又は役務の提供があり、その対価として支給されるもの
報酬	<ul style="list-style-type: none">・上記給与以外で労務、役務の対価に該当するもの

④法人事業税及び地方法人特別税・住民税

区分	法人事業税及び 地方法人特別税	法人住民税	
		法人税割	均等割
公益社団法人・公益財団法人	収益事業により生じた 所得に課税 (公益目的事業は収益事業 から除外)	収益事業に係る法人税額 に課税 (公益目的事業は収益事業 から除外)	原則として 最低税率で課税 (ただし、自治体によっ ては条例で減免等を規定 している場合あり)
一般社団法人・一般財団法人 (非営利型)	収益事業により生じた 所得に課税	収益事業に係る法人税額 に課税	